

# 第32回宜野座村まつり出店要綱

## 1. 趣旨

第32回宜野座村まつりの出店に関する一切の事項は、この要綱の定めによるものとする。

## 2. 村民優先

出店に関し、村内業者及び村民を優先的に取り扱うものとする。

## 3. 要綱の遵守

出店業者は、この要綱を遵守しなければならない。

## 4. 出店基準

法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けているものであること。

## 5. 処罰

宜野座村まつり実行委員会は、出店業者がこの要綱に反する行為を行った場合には、その業者に対し営業を停止し退去を命じ、次回からの出店は一切認めない。

## 6. 出店留意事項

- (1) 指定された場所を他人に転貸し又は目的外に使用してはならない。
- (2) 指定された場所以外で物品を売買してはならない。
- (3) 不正な価格で物品を販売してはならない。
- (4) 全ての商品に必ず販売価格を表示する。
- (5) 店舗前の見やすい場所に必ず営業許可証を表示する。許可証ないものは営業を一切認めない。
- (6) 販売商品は出来る限り県産品を使用するようとする。
- (7) 営業時間を厳守すること。
- (8) 飲食物を取り扱う業者の場合は、特に品質管理を十分行い、手洗い等はこまめに行うこと。又それに要する水は各自で貯水器などを設置し衛生管理を十分に行うこと。残飯等（油等）は各自で準備したバケツ等に入れ各自で処理すること。排水溝及びエコストーションに捨てないこと。
- (9) 盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。
- (10) 申し込み以外の物品を新たに取り扱う場合は、前もって届出、承認を得ること。
- (11) 祭り期間の途中で引き上げる場合は、必ずその旨を連絡すること。
- (12) 各自の店舗周辺のチリ等は分別し指定された場所に集めること。

## 7. 申込み方法及び申込先

- (1) 「出店申込書」に必要事項を記入の上、出店料及び必要書類を添えて宜野座村役場観光商工課に申し込むこと。
- (2) 他人の名義を借りて申し込むことは出来ない。
- (3) 申込み手続きを完了したものに対して、宜野座村まつり実行委員会の出店許可証を交付する。
- (4) 申込み受付期間は令和6年9月9日から令和6年9月20日までとし、締め切り日前に定員に達した場合は締め切ることが出来る。
- (5) 沖縄県出店業者組合からの出店も認める。
- (6) 出店業者確定後場所の抽選と説明会を開催する。
- (7) 出店料については、村内業者は 20,000円、出店業組合は 40,000円とし、電気・水道・テントは実行委員会で設置する。  
但し、基準外の業者及びボランティア団体等については、協議の上決定する。
- (8) 出店料金については、本番開始前に中止となった場合は40%返納する。
- (9) 一店舗の大きさは、5.4M×3.6Mのテントとする。

#### 8. 営業時間

- (1) 開店時間：10月26日（土）正午、10月27日（日）午前10時  
閉店時間：両日とも午後8時まで  
※花火打ち上げの際に消灯する。
- (2) 午後8時から30分はテントへの閉店指導とする。
- (3) 車両は開店30分前までに所定の位置に駐車すること。

#### 9. 設営及び撤去

- (1) 出店場所の確定後、10月25日（金）の午後9時までに設営を終了させること。
- (2) まつり終了後の撤去については、まつり終了日は午後9時までとし翌日は午後5時までにすべて完了させること。
- (3) 会場内への出店業者の車の進入は一切認めないものとする。
- (4) 搬入搬出については、事務局の指示に従うものとする。
- (5) テナント業者の車両の駐車については、指定された駐車場を利用する。